

## 有田市公衆 Wi-Fi 利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、来訪者又は施設利用者が、情報を取得又は発信するための利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆 Wi-Fi によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規約において「利用者」とは、本サービスを利用する来訪者又は施設利用者という。

### (対象施設)

第3条 本規約が適用される施設（以下「対象施設」という。）は、市役所庁舎とする。

### (利用者の資格)

第4条 利用者は、個人とし、法人による組織的な利用は認めない。ただし、本市が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 小学生以下の利用者は、保護者の同意を得たうえで本サービスを利用するものとする。

### (サービスの内容)

第5条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへの接続又は本市が発信する市政情報等を閲覧することができる。

### (利用料)

第6条 本サービスの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスに要する費用は、その理由にかかわらず、当該利用者が負担するものとする。

### (本規約への同意)

第7条 利用者は、本サービスの利用を開始した時点において、本規約に同意したとみなすものとする。

### (本サービスの利用)

第8条 本サービスを利用するための Wi-Fi 機能を搭載した電子機器（以下「情報端末機器」という。）は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が利用する情報端末機器及びその付属機器に供給する電源は、利用者が準備するものとする。ただし、本市が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

3 情報端末機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

4 情報端末機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

5 利用者は、本規約によるほか、対象施設の管理者の指示に従い、対象施設の運営に支障を来さないよう、本サービスを利用しなければならない。

### (利用上の注意)

第9条 本サービスの利用者は、第三者も利用可能であることを理解したうえで、自己責任で利用するものとする。

(利用上の制限)

第 10 条 本市は、本サービスの適切な利用を図るため、同時に利用できる人数の制限及び特定の Web サイトへの接続を制限することができるものとする。

(利用者情報の収集)

第 11 条 本市は、利用者のアクセスログ及び MAC アドレスその他の本サービスの適切な利用を図るために必要な利用者の情報（以下「利用者情報」という。）を記録し、及び閲覧することができるものとする。

2 本市は、利用者情報を本サービスの適切な利用を図る目的のみに利用するものとする。

(禁止事項)

第 12 条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の利用者及び第三者の財産、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、他の利用者及び本市に不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (3) 誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて使用し、又は本サービスに関連して使用し、又は提供する行為
- (9) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (11) 本サービスの運用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為
- (12) 対象施設の開庁時間外若しくは開館時間外又は施設の利用を許可された時間外に本サービスを利用する行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は本市が不適切であると判断した行為

2 前項に該当する行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合において、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

(利用の中止)

第 13 条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合において、利用者へ周知することなく本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) 本サービス及び庁舎設備の保守又は工事を行う場合

- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用ができなくなった場合
  - (3) 本サービスに係る設備又はネットワークの障害、機器の故障その他のやむを得ない事由がある場合
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本市が本サービスの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 本サービスの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

- 第 14 条 本市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等に対し、いかなる保証も行わないものとする。
- 2 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータ及び通信機器等のコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者のあらゆる損害について、本市は、一切の責任を負わないものとする。
- 3 情報端末機器の種類及びソフトウェア等によって本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等について、本市は、一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

- 第 15 条 本市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとする。

(損害賠償)

- 第 16 条 利用者が本規約に違反し、本市が損害を被った場合において、その損害は、利用者が負担するものとする。

(法令等の遵守)

- 第 17 条 利用者は、本サービスの使用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

- 第 18 条 本規約に関する準拠法は、日本法とする。
- 2 本規約又は本サービスに関連して本市及び利用者間で紛争が生じた場合において、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

付 則

この規約は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。